

(平成26年3月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和32年2月1日であると認められることから、申立期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和32年2月1日から34年6月8日までの期間、A社に勤務していたが、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は32年4月1日となっており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年1月*日に婚姻届を提出した後、同年2月1日からA社に勤務した。」と供述しているところ、申立人の戸籍謄本の内容とも符合していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

一方、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において昭和32年4月1日とされている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人のA社における台帳記号番号(*)は、昭和32年7月31日付けで払い出され、資格取得日は同年4月1日と記録されているものの、その数日後の同年8月12日付けで、申立人の当該事業所における台帳記号番号として、先に払い出された台帳記号番号とは異なる台帳記号番号(*)が払い出され、資格取得日は同年2月1日と記録されていることが確認できるが、訂正等の形跡は見当たらず、申立人の当該事業所における台帳記号番号は二重に払い出されている。

また、上記払出簿の記録について、管轄年金事務所は、「後から払出しを行

ったものは、本来資格取得日の訂正の届出であったと考えられることから、申立人の資格取得日は、昭和 32 年 2 月 1 日が正しいと考えられる。二つの払出日が近いことから、最初の払出しの処理が完了する前に訂正の届出があったため、誤って新規払出処理をしたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る年金記録管理が適切でなかったものと認められ、申立人の A 社における資格取得日は昭和 32 年 2 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の、A 社における昭和 32 年 2 月の社会保険事務所の記録から 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和42年9月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年10月から41年9月までは4万8,000円、同年10月から42年8月までは5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月31日から43年4月1日まで
私は、昭和35年9月1日から43年3月末日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間に係る一部期間の給与支払明細書を提出するので、被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年10月31日から42年9月30日までの期間について、A社の元同僚は、「申立人は私とほとんど同じ頃（同年9月30日資格喪失日）にA社を退職したと思う。」と供述している上、申立人の元上司は、「私が家を建てた同年9月に申立人に祝ってもらったので、その時点では在籍していたと思う。」と供述していることから、申立人が当該期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和40年10月31日と記載されているが、資格喪失届の受付日は資格喪失日の2年以上後の43年1月30日と記載され、41年10月1日及び42年10月1日付けの定時決定の記録が確認できる上、申立人が所持する41年10月分の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿の備考欄には、資格喪失届の提出が遅れている被保

険者について、その事業主に対し、社会保険事務所（当時）が提出の指導をしたことを示す「喪失届提出指示」の記載が複数見受けられる上、当該事業所の被保険者については、資格喪失後数か月以内に資格喪失届の受付が確認できるところ、資格喪失日から当該喪失に係る資格喪失届の受付日までの期間が2年を超えている者は申立人のみであることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は昭和42年9月30日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和40年10月から41年9月までは4万8,000円、同年10月から42年8月までは5万2,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち昭和42年9月30日から43年4月1日までの期間については、A社は平成元年9月16日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況については確認することができない。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、A社に係る被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる元同僚6人のうち5人に文書照会したが、申立人の当該期間における勤務状況を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成21年1月1日から同年9月1日までの期間及び同年11月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、同年1月から同年8月までは19万円、同年11月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年1月1日から22年4月1日まで

私は、平成13年4月から22年3月末までA社に正社員として勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が下がっているのは納得できない。申立期間の一部の給与明細書等の関係書類を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成21年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与支給明細書により確認できる保険料控除額から、同年1月から同年2月までの期間及び同年4月から同年5月まで

の期間は19万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成21年3月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間及び同年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は給与支給明細書を保持していないものの、複数の元同僚から提出された給与支給明細書から申立人の社会保険料等の金額を試算し、申立人から提出された21年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額と比較したところ、おおむね一致したことから、申立人の同年3月及び同年6月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については19万円、同年11月に係る標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が加入しているB健康保険組合から提出された標準報酬月額変更情報とオンライン記録は一致しており、同健康保険組合及び社会保険事務所（当時）双方が、申立人の標準報酬月額を誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年9月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から22年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された21年分給与所得の源泉徴収票及び預金取引明細表により、報酬月額に見合う標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であることが推認できるが、申立人は、給与支給明細書を保持していないため、保険料控除額を確認することができない。

また、元同僚から提出された給与支給明細書により、元同僚の当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できる。

このほか、申立期間のうち、平成21年9月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から22年4月1日までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 13 日

私は、A社から平成17年1月13日に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が欠落しているので回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細票及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細票の保険料控除額から、4万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時の事情は不明。」と回答しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録にも、申立人に係る申立期間における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月13日

私は、A社から平成17年1月13日に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が欠落しているので回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細票及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細票の保険料控除額から、13万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間当時の事情は不明。」と回答しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録にも、申立人に係る申立期間における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

私は、平成 15 年 12 月 5 日にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料も賞与から控除されたが、その賞与についての標準賞与額の年金記録が無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された賞与明細書及びC健康保険組合から提出された健康保険料増減内訳書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間に係る申立人の賞与支払届を提出したか不明。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月12日から同年3月1日まで

私は、昭和24年4月1日にA社に入社し、平成2年10月まで継続して勤務していたが、昭和28年2月にC（地名）の同社本社から同社B支店に転勤したときの申立期間の年金記録が欠落している。毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和28年2月12日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和28年3月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を平成19年12月7日は10万円、20年7月4日は32万円、21年12月11日は33万円、22年8月3日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月7日
② 平成20年7月4日
③ 平成21年12月11日
④ 平成22年8月3日

私がA社に勤務した期間において支給された平成19年冬季賞与、20年夏季賞与、21年冬季賞与及び22年夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、平成19年12月7日に10万円、20年7月4日に32万円、21年12月11日に33万円、22年8月3日に25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を平成20年7月4日は40万円、21年12月11日は35万円、22年8月3日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月7日
② 平成20年7月4日
③ 平成21年12月11日
④ 平成22年8月3日

私がA社に勤務した期間において平成19年冬季、20年夏季、21年冬季及び22年夏季に賞与が支給されているが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④について、申立人から提出された賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、平成20年7月4日に40万円、21年12月11日に35万円、22年8月3日に10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間②、③及び④に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間②、③及び④の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、上記賞与明細書により、申立人は賞与を支給

されているものの、当該賞与から保険料が控除されていないことが確認できる上、A社は、「当該賞与から保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の主張する申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を平成19年12月7日は10万円、20年7月4日は30万円、21年12月11日は28万円、22年8月3日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月7日
② 平成20年7月4日
③ 平成21年12月11日
④ 平成22年8月3日

私がA社に勤務した期間において支給された平成19年冬季賞与、20年夏季賞与、21年冬季賞与及び22年夏季賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、私の年金記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書並びにA社から提出された賞与支給一覧表及び回答書により、申立人は、平成19年12月7日に10万円、20年7月4日に30万円、21年12月11日に28万円、22年8月3日に30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA法人B支部（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和39年12月17日、資格喪失日は42年7月6日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和39年12月から40年9月までは1万8,000円、同年10月から41年9月までは2万2,000円、同年10月から42年6月までは2万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月17日から42年7月6日まで

私は、A法人B支部に2度勤務したが、1度目に勤務したときの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A法人B支部において昭和39年12月17日から42年7月5日まで勤務していたことが確認できる。

また、A法人B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）及びオンライン記録において、申立人の旧姓で氏名の読み方が同じで漢字が一字相違し（「D（人名）」と記載されている。）、生年月日が異なる（昭和19年*月*日と記載されている。）基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日が昭和39年12月17日、資格喪失日が42年7月6日。以下「未統合記録」という。）が確認できる。

さらに、申立人は、昭和44年3月17日にA法人B支部で厚生年金保険の被保険者資格を再度取得しているところ、当該資格取得時の被保険者原票及び払出簿によると、申立人の氏名は、当初、上記未統合記録と同じ漢字表記の「D（人名）」と記載されていたことが確認できる。

加えて、申立期間当時の元上司及び複数の元同僚の申立期間当時の申立人の

年齢、勤務地、仕事内容等の証言は、申立人の当時の年齢及び申立人の供述と符合している。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和 39 年 12 月 17 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42 年 7 月 6 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合記録から、昭和 39 年 12 月から 40 年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 41 年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 42 年 6 月までは 2 万 4,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月10日

私は、A法人に勤務した期間のうち、申立期間に賞与の支給を受けたが、私の厚生年金保険の被保険者記録には当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。申立期間に厚生年金保険料の控除が確認できる給料支払明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書、申立人の供述及びA法人の回答により、申立人は、申立期間に25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出漏れにより申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から57年3月まで

私の申立期間に係る国民年金保険料は、両親が私の分も含めて納税組合を通じて納付していたはずである。昭和52年12月に結婚した私の妻の保険料は納付済みになっているにもかかわらず、長男である自分の分だけが未納となっているのは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和57年7月20日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は同年10月頃に国民年金の加入手続を行い、20歳になった47年*月に遡って資格取得したものと推認できることから、加入手続の時点を基準にすると、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は119か月と長期間である上、申立期間に係る加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の両親について、申立人は、「母親は既に亡くなっており、父親は当時のことを記憶していない。」と回答していることから、加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人は、「昭和52年12月に結婚した妻の保険料は納付済みになっているにもかかわらず、長男である自分の分だけが未納となっているのは納得できない。」と述べているところ、申立人の妻は、妻の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、53年1月頃に加入手続を行ったものと推認でき、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した52年11月から保険料を納付していることが確認できるものの、申立人とは加入手続時期が異

なるほか、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4588（事案 2171 及び 4513 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月まで

私は、昭和 36 年 4 月*日に結婚し、A 市で夫や夫の両親と同居した。その際、義母が私の国民年金についての住所変更手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ってくれた。しかし、申立期間の夫の保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の保険料は未納となっていることは納得できない。今回、新たに見つけたメモから、39 年 2 月に私と夫の国民年金手帳が A 市の実家から B 市の自宅に届けられたことが分かり、その年金手帳が届く前月までは義母が保険料を納付してくれたと思うので、私の申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 35 年 12 月に C 町（現在は、D 市）において国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、36 年 4 月に結婚し、A 市へ転居しているところ、申立人の特殊台帳の住所変更欄には、A 市へ住所変更した記録が無く、39 年 4 月 1 日に C 町から B 市へ住所変更され、当該台帳が C 町を管轄する E 社会保険事務所（当時）から F 社会保険事務所（当時）へ移管されたのは 53 年 9 月 22 日と記載されている上、申立人は 46 年 9 月頃に B 市において別の手帳記号番号の払出しを受けて国民年金に任意加入していることを踏まえると、申立期間に居住した A 市では国民年金の加入手続が行われていないと推認されること、ii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われてい

る。

また、その後、申立人は、婚姻後に夫及び義父母とA市において同居していたことを示す資料として、申立期間当時の写真等を提出し、再申立てを行っているが、i) 申立人から提出された資料から、申立期間において、申立人が夫及び義父母と同居していたことは推認できるものの、申立人の国民年金の住所変更手続がA市において行われ、申立期間の保険料を納付したことまではうかがえないこと、ii) A市の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の夫及び義母の国民年金手帳記号番号は昭和36年5月4日に連番で、義父の手帳記号番号は38年11月4日にそれぞれ払い出されていることが確認できるところ、当該払出簿には申立人の氏名が見当たらない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果からも、A市において申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないこと、iii) 申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする義母は既に他界しており、保険料の納付状況について確認することができないことなどを理由として、当委員会の決定に基づき、平成25年9月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たに見つけたメモにより、昭和39年2月に国民年金手帳がA市の実家からB市の自宅に届けられたことが判明した。国民年金手帳が届く前月までは義母が私と夫の保険料を納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、前回提出された写真等から、申立期間当時に申立人がA市の夫の実家に居住していたことは確認できるものの、申立人から新たに提出された「国民年金39年2月にA市のG(氏名)さんがノート2冊届けてくれる」というメモは、昭和52年11月末に配られた広告チラシの裏に記載されており、当該メモをもって、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことは推認できない上、当該メモには、C町及びB市から申立人に払い出された二つの国民年金手帳記号番号が記載され、B市の記号番号の上に任意加入日である「46.10.19」の記載と、当該手帳記号番号が統合された年月と思われる「53.9」(53年9月)の記載は確認できるが、国民年金の住所変更手続がA市において行われ、申立人の義母が申立期間の保険料を納付したことまではうかがえない。

そのほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会及び当委員会の当初の決定を変更する新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4589（事案 3459 及び 3863 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 48 年 4 月までの期間、49 年 4 月から同年 9 月までの期間、50 年 2 月から同年 12 月までの期間及び 54 年 3 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月から 48 年 4 月まで
② 昭和 48 年 5 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで
④ 昭和 50 年 2 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、20 歳になったとき A 市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。昭和 48 年 5 月に結婚して B 市に転居したときは、保険料の納付が困難だったので、その年度の保険料は免除してもらったが、その後は納付し、C 市に転居してからは金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。前回及び前々回の申立てにおいて、申立期間の年金記録の訂正が認められなかったため、新しい情報や資料は無いが、再度申し立てる。

なお、私は 20 代か 30 代の頃、年金手帳を 3 冊持っていたが、社会保険事務所（当時）から「1 冊に統合するから送ってください。」との手紙が届いたので送付したところ、その後、年金手帳が 1 冊届いたが、その手帳の記載内容が間違っており、正しく年金記録が統合されていなかったとは夢にも思わなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、

国民年金手帳記号番号払出簿により昭和61年8月にD社会保険事務所(当時)からC市に払い出された3,000件の手帳記号番号のうちの一つであり、申立人が20歳になった46年*月時点に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の手帳記号番号の前後340人は、昭和61年の払出し時点において26年及び27年生まれの国民年金未加入者であり、行政側がリストアップして集団適用を行ったものと推察され、申立人が長期間国民年金に未加入状態であったことがうかがえること、iii) 申立期間は未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料の納付及び免除申請をすることはできないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成23年4月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、前回の審議に納得できないとして、再申立てを行っているが、i) 申立人は、保険料納付を示す資料として新たに申立人の夫の昭和60年分の確定申告書の控えを提出しているところ、当該確定申告書の社会保険料控除欄には二人分の国民年金保険料額が記入されているが、欄外には、「E税務署 61.3.11 文書収受」のゴム印が押されており、申立人の手帳記号番号は61年8月に払い出されていることから、60年中に申立期間の保険料を納付することはできない上、申立人の夫は、45年7月以降に公的年金の加入記録は無く、国民年金には未加入であることから、提出された確定申告書から申立期間の保険料を納付していたとは推認し難いこと、ii) そのほかに、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び免除申請していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年10月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人は、「1冊に統合するから送ってください。」との手紙が届き、年金手帳を送付したとしているところ、申立人の厚生年金保険記号番号が平成22年7月及び同年10月に基礎年金番号に統合されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び免除申請していたことをうかがわせる新たな資料や情報の提出は無く、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付及び免除申請していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年12月までの期間及び9年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から同年12月まで
② 平成9年4月から同年6月まで

私は、A社を退職した直後に、B市役所で国民年金の加入手続を行い、その後郵送されてきた納付書に現金を添えて平成4年6月にC郵便局で申立期間①の国民年金保険料を一括して納付した。また、D社を退職した直後に、同市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後郵送されてきた納付書に現金を添えて、平成9年4月から5月までの間に同郵便局で申立期間②の保険料を一括して納付した。申立期間①及び②が未加入期間となっており納付できないので、申立期間①及び②を納付済みの記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金の被保険者になった日、国民年金の手帳記号番号及び国民年金の記録はいずれも記入されていない上、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人が国民年金被保険者となったことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「国民年金保険料は納付書に現金を添えてC郵便局で納付した。」と申述しているところ、申立人が納付したとする時点において、申立期間の保険料は現年度納付となるが、B市役所医療・年金課は、「B市では、国民年金保険料の収納業務が国に移管される前の平成14年3月31日までの期間において、郵便局で現金による現年度納付が可能になったことは一度も無

い。」と回答している。

さらに、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成及び領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の電算化が図られており、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

このほか、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4591

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年5月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年5月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

私は、20歳になってから結婚するまでは、A町の実家の母に国民年金保険料を納付してもらっていた。私の両親及び兄の納付記録には1か月の未納も無いことから、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることは考えられず、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になってから結婚するまでは、A町の実家の母に国民年金保険料を納付してもらっていた。」と申述しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年12月頃に行われ、その際、申立人が20歳に到達した46年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、当該加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立人の母が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳では、申立期間①直後の期間及び申立期間②直前の期間の国民年金保険料が、昭和50年12月に特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認でき、上記加入手続に伴い、遡って保険料が納付されたと推察できるところ、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の母は、保険料の納付方法、納付時期及び納付金額に関する記憶が定かではなく、保険料の納付状況は不明である。

さらに、戸籍謄本により、申立人は昭和 51 年 4 月に婚姻していることが確認できるところ、上記被保険者台帳には A 町から B 市への住所変更日が同年 5 月 8 日と記載されていること、申立人に係る B 市の国民年金被保険者名簿においても申立期間①及び②は未納とされていること、及び申立人は、「結婚するまでは A 町の実家の母に保険料を納付してもらっていた。」と申述していることを考え合わせると、婚姻し B 市へ住所変更を行った後も申立期間①及び②の保険料は未納であったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者台帳では、申立期間①及び②の保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の母が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A事業所に非常勤職員として勤務し、平成 10 年 10 月 31 日に退職したが、当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日が同年 10 月 31 日となっており、退職月の加入記録が欠落している。退職月も厚生年金保険料は控除されていたと思うので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人はA事業所に平成 10 年 10 月 31 日まで勤務していたことは確認できるものの、当該事業所から提出された申立人に係る賃金支給台帳の写しにより、申立人は、申立期間に係る 10 年 10 月度の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、当該賃金支給台帳に記載された平成 10 年 10 月度の給与差引支給額は、申立人が所持する給与振込口座の預金通帳に記載された同年同月度の給与振込額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 4 月から平成 4 年 6 月末まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日が同年 7 月 1 日ではなく、同年 6 月 30 日となっていることに納得できない。調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、申立人は、平成 4 年 6 月 29 日に A 社を退職し、同年 6 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、雇用保険の加入記録からも同年 6 月 29 日付けで同社を離職していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された平成 4 年 6 月分の健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金増減内訳書及び領収証書の記録から、申立人に係る厚生年金保険料が含まれていないことが確認できる。

さらに、当該事業所は、「申立人に係る当時の賃金台帳は既に廃棄されているため、平成 4 年 6 月分の厚生年金保険料を控除していたかは不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5415

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月に A (地名) に所在した B 事業所に入社したが、そこから少し離れた場所に同社の社長が経営する C 社という別の会社があり、社員旅行はいつも両社の社員が一緒だった。2 年前後勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員旅行の集合写真から、申立人が勤務した期間は明確には分からないものの、申立期間当時、申立人は B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が勤務していたと主張する B 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は A (地名) において確認できない。

また、申立人は、「B 事業所は、C 社の事業主が経営していた。」と主張しているところ、C 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、C 社は、平成 6 年 3 月 1 日に全喪しており、元事業主は、「当時のことは分からない。」と回答している。

加えて、申立人が記憶している元同僚の所在を確認できないことから、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の加入状況について具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで

私の夫は、昭和 47 年 4 月から平成 13 年 10 月まで A 社 (現在は、B 社) に勤務した。夫の申立期間の標準報酬月額の記録が 9 万 2,000 円となっているが、その期間の給与振込額は 18 万円を超えており、申立期間の前の標準報酬月額も 18 万円であるので、誤った記録になっていると思う。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫の申立期間の標準報酬月額の記録は 9 万 2,000 円となっているが、手元にある昭和 57 年度の昇給差額明細表から 56 年度の本給が 17 万 3,200 円であることが確認できる上、給与振込口座の預金通帳に記載された申立期間の給与振込額は 18 万円を超えていることから、申立期間の前の 18 万円の標準報酬月額から下がることはないと思う。」と主張しているが、申立人の妻が所持する申立人の給与明細表に記載された申立期間に係る厚生年金保険料控除額は、9 万 2,000 円の標準報酬月額に基づく保険料額と一致している。

また、B 社が保管する A 社の人事記録には、申立人の昭和 56 年度の標準報酬月額が 9 万 2,000 円と記載されている上、C 年金基金が保管する D 年金基金の記録においても、申立期間の申立人の標準報酬月額は 9 万 2,000 円と記録されており、いずれもオンライン記録と一致している。

さらに、A 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票において、遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から41年10月1日まで
私は、昭和21年2月1日から61年8月31日までA社に正社員として勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が6万円から5万6,000円に1等級下がっていることに納得できないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が6万円から5万6,000円に1等級下がっていることに納得できない。」と主張している。

しかし、A社の申立期間当時の事業主及び事務担当者の所在は判明しない上、当該事業所が加入していたB健康保険組合は「申立期間当時の申立人の標準報酬月額について確認できない。」と回答している。

また、申立期間に係る当該事業所の被保険者名簿から、申立人を含む元同僚5人の標準報酬月額の等級が下がっていることが確認できるが、遡及訂正等不自然な記録訂正がなされた形跡はうかがえない。

さらに、申立人と近接する時期に標準報酬月額の等級が下がっている元同僚のうち住所が判明した者に当時の状況について確認したが、明確な回答は得られず、当時の事務処理状況は不明である。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 55 年 12 月 28 日まで

A社は、申立期間当時、店舗を多数営業しており、私は、同社で正社員として営業職に従事していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚が「申立人の氏名を記憶している。」と供述していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚は、いずれも「申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況などの具体的なことまで覚えていない。」と述べている上、A社は、「申立期間当時の資料は無い。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。

また、申立人は、唯一記憶している元同僚の姓を挙げているが、名及び生年月日が不明であり、個人を特定することができないことから、聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況等について証言を得ることができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、昭和 47 年 12 月 8 日から 55 年 11 月 1 日までの期間の資格取得者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 33 年 6 月 11 日まで

私は、昭和 33 年 6 月 10 日に A 事業所を退職し、その翌月に B 市へ転居した。当時、私は脱退手当金制度を知らず、退職時に会社から脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 6 月 11 日から約 1 か月後の同年 7 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する申立人を除く 3 人の支給記録を確認したところ、いずれも資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されている。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和 33 年当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ、年金が受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、51 年 1 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。